

1.対応方針別表 1の該当部分

番号	920
事項名	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認
規制の特例措置の概要	公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における給食の外部搬入を認める。 (1)調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること (2)児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること (3)社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること (4)必要な栄養素量を給与するとともに、食育を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供すること

2.基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区における公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から、当該特区内の公立保育所において給食を外部搬入することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、公立保育所は、次の要件に該当する場合、給食の外部搬入を行うことができる。 (1)調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること (2)児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること (3)社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること (4)必要な栄養素量を給与するとともに、食育を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供すること
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1.対応方針別表 1の該当部分

番号	921
事項名	幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例
規制の特例措置の概要	<p>共用化指針に基づき設置された施設において、幼稚園児・保育所児が合同活動を行う保育室について、次の要件に該当する場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することを認める。</p> <p>(1)幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること</p> <p>(2)幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例(幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の認定を受けること</p> <p>(3)職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること</p> <p>(4)合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること</p> <p>(5)当該保育室は合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること</p>

2.基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	幼稚園と保育所の保育室の共用化事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園及び保育所について、保育上支障のない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い乳幼児数の減少その他の事情により、当該特区内において、幼児が他の幼児と共に活動する機会の確保が困難であり、幼児の社会性を涵養し、その心身の健全な育成のために特に必要があると認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設において、次の要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。</p> <p>(1)共用する保育室は、幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること</p> <p>(2)幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(特区における幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の適用を受けること</p> <p>(3)幼児の教育・保育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること</p> <p>(4)合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること</p> <p>(5)共用する保育室は当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表1の該当部分

番号	922
事項名	救護施設の定員要件の引下げ
規制の特例措置の概要	社会的入院患者等の受入先を確保するため、小規模な救護施設の整備が必要とされる場合には、現行50人以上とされている救護施設の定員要件を30人以上に引き下げる。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	小規模救護施設整備事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41年厚生省令第18号）第9条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	救護施設は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体がその設定する特区内において、社会的入院患者等の受入先を確保するため、小規模な救護施設の整備が必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた場合には、当該認定の日以降は、救護施設の規模を、30人以上の人員を入所させることができる規模とすることができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

1. 対応方針別表 1 の該当部分

番号	923
事項名	身体障害者短期入所事業の実施施設の拡大
規制の特例措置の概要	身体障害者短期入所事業について、利用者に応じた夜間の体制の整備等適切な人員及び施設設備を確保し、必要な保護を行うことが可能な場合には、身体障害者通所授産施設においても実施を可能とする。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	実施体制を整えた身体障害者通所授産施設における身体障害者短期入所事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 4 条の 2 第 4 項 身体障害者福祉法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 15 号) 第 1 条の 4
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	身体障害者短期入所は、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、特定身体障害者授産施設その他短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設で実施することとされている。
特例措置の内容	身体障害者短期入所事業について、夜間に当該事業所の実情に応じた適当数の従業者を配置し、居室、浴室及び洗濯室を設けることにより、利用者に対する必要な保護を行うことが可能な場合には、身体障害者通所授産施設においても実施を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1.対応方針別表 1の該当部分

番号	924
事項名	人員及び設備要件を緩和した単独型知的障害者短期入所事業の容認
規制の特例措置の概要	知的障害者短期入所事業について、施設長、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。

2.基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	人員及び設備要件を緩和した単独型知的障害者短期入所事業所設置事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	民間事業者による日帰り介護（デイサービス）事業指針及び短期入所生活介護（ショートステイ）事業指針について（平成9年12月17日障第183号 老振第139号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>2 職員に関する事項</p> <p>(1)職員の配置</p> <p>職員については、短期入所生活介護を行う上で必要な次の職種の職員を適切に配置し、サービスの実施を指揮・監督する管理責任者を定めること。この場合、併設施設でのサービス提供等に支障がない場合には、当該併設施設の職員が兼務できるものであること。</p> <p>ア 施設長 イ 医師 ウ 生活指導員（社会福祉士その他これに準ずる者） エ 看護婦（士）又は准看護婦（士） オ 介護福祉士又は介護員 カ 調理員 キ その他サービス提供に必要な者</p> <p>3 施設設備等</p> <p>(1)短期入所生活介護を行う施設には、次の設備を設けること。ただし、他の施設の設備を利用することにより施設の効果的な利用ができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合にはこの限りではないこと。</p> <p>事務室 居室 食堂 浴室 機能訓練室 洗面所 便所 医務室 看護・介護員室（サービスステーション） 調理室 洗濯室又は洗濯場 汚物処理室 その他サービスを提供する上で必要な施設設備</p>
特例措置の内容	知的障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表 1の該当部分

番号	925
事項名	支援費制度における施設訓練等支援費の日単位支給の可能化
規制の特例措置の概要	<p>現行では施設訓練等支援費は月単位で支給されるが、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の施設との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日単位で支給することを可能とする。</p> <p>(1) 利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うとともに、在宅生活を含む施設支援計画(個別支援計画)を作成すること</p> <p>(2) 本特例措置が実施されている市町村の援護対象の利用者及び特区内の施設についてのみ実施すること</p>

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	日額単位を適用した施設訓練等支援事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第28号)</p> <p>知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第30号)</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	施設訓練等支援費は、月額単位で算定されることとされている。
特例措置の内容	<p>施設訓練等支援費について、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の施設との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日額単位で算定することを可能とする。</p> <p>(1) 利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うとともに、在宅生活を含む施設支援計画(個別支援計画)を作成すること</p> <p>(2) 本特例措置が実施されている市町村の更生援護の対象となる利用者及び特区内の施設についてのみ実施すること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1. 対応方針別表 1 の該当部分

番号	926
事項名	支援費制度における知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費の日単位支給の可能化
規制の特例措置の概要	<p>現行では知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費は月単位で支給されるが、構造改革特別区域法第 4 条第 3 項に基づき、関係市町村及び特区内の事業者との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日単位で支給することを可能とする。</p> <p>(1) 利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うこと</p> <p>(2) 月単位で利用する利用者と日単位で利用する利用者については、あらかじめ居室を別にする</p> <p>(3) 本特例措置が実施されている市町村の援護対象の利用者及び特区内の事業者についてのみ実施すること</p>

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準 (平成15年厚生労働省告示第29号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費は、月額単位で支給されることとされている。
特例措置の内容	<p>知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費について、構造改革特別区域法第 4 条第 3 項に基づき、関係市町村及び特区内の事業者との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日額単位で算定することを可能とする。</p> <p>(1) 利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うこと</p> <p>(2) 月額単位で利用する利用者と日額単位で利用する利用者については、あらかじめ居室を別にする</p> <p>(3) 本特例措置が実施されている市町村の更生援護の対象となる利用者及び特区内の事業者についてのみ実施すること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1.対応方針別表 1の該当部分

番号	927
事項名	狂犬病予防員及び捕獲人の任命権等の市町村長への拡大
規制の特例措置の概要	現行では都道府県知事等が行っている、狂犬病予防法第3条による狂犬病予防員の任命、同法第6条による捕獲人の指定、犬の抑留等については、必要な経費等を自ら負担することを条件に、市町村長も行えるようにする。

2.基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

特定事業の名称	狂犬病予防員及び捕獲人の任命権等の市町村長への拡大
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	狂犬病予防法第3条、第6条、第21条及び第23条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留に係る事務等は、都道府県知事等が行う
特例措置の内容	現行では都道府県知事等が行っている、狂犬病予防法第3条による狂犬病予防員の任命、同法第6条による捕獲人の指定、犬の抑留等については、必要な経費等を自ら負担することを条件に、市町村長も行えるよう すみやかに関連法令の改正等を行う
同意の要件	関連法令の改正等の内容に基づき定める。
特例措置に伴い必要となる手続き	関連法令の改正等とあわせて検討する。

構造改革特別区域法等関連法令の改正等の内容については、今後、検討する。